

警察庁丙備発第8号

防 運 第 1 5 1 号

平成8年1月17日

大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定

警察庁及び防衛庁は、大規模災害に関し、迅速かつ円滑な応急対策の実施等に資するため、警察及び自衛隊の相互協力に関し、次のように協定する。

警 察 庁 警 備 局 長

杉 田 和 博

防 衛 庁 防 衛 局 長

秋 山 昌 廣

(協定の目的)

第1条 この協定は、大規模災害（警察及び自衛隊の相互の協力が必要となるその他の事態を含む。以下同じ。）に際し、警察及び自衛隊がその任務を遂行するため、相互の連絡調整並びに警察官等（「警察職員及び警察装備」をいう。次条3(1)において同じ。）及び自衛隊の部隊等の大規模災害の発生地その他の目的地（「被災地等」という。次条2及び3において同じ。）への迅速な移動に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模災害に際しての協力の内容)

第2条

1 情報交換

(1) 警察及び自衛隊は、速やかに、当該大規模災害に係る情報を収集し、相互

に提供するものとする。

- (2) 自衛隊は、警察が情報を収集するに当たり、自衛隊の航空機への警察職員
の同乗その他の必要な協力を行うものとする。

2 連携のための調整

警察及び自衛隊は、被災地等における人命救助その他の救援活動又は事態
への対応（「救援活動等」という。この条3(2)において同じ。）をより効果
的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。

3 移動のための協力

- (1) 自衛隊は、救援活動等を行うことを命ぜられた警察官等の被災地等への迅
速な移動を確保するため、当該警察官等の航空輸送その他の輸送支援を行う
ものとする。
- (2) 警察は、災害派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の先導その他当該部隊等の
被災地等への迅速な移動を確保するために必要な協力を行うものとする。

（平素の連絡）

第3条 警察及び自衛隊は、大規模災害に際し迅速かつ適切にその任務を遂行
することができるように、平素から、密接に連絡調整を行うものとする。